

平成 29 年度 国土地理院コンプライアンス推進計画

1. コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進本部

平成 25 年 4 月に設置した国土地理院長を本部長とする「国土地理院コンプライアンス推進本部」によるコンプライアンスの推進体制を継続し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図る。

(2) コンプライアンス・アドバイザー委員会

外部有識者で構成される「国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会」（以下、「委員会」という。）において、コンプライアンス推進の取組結果及び次年度推進計画について、委員の意見を伺い取組等に反映する。

なお、不適切な事案が発生した場合には、同委員会に調査結果等を報告し、委員の意見を伺い、再発防止対策等に反映する。

(3) 地方測量部・支所におけるコンプライアンス推進体制

コンプライアンス推進責任者（地方測量部長及び支所長）は、地方測量部及び支所（以下、「地方測量部等」という。）におけるコンプライアンスの取組を効率的・効果的かつ自律的に推進するため、本院及び地方測量部等の間で情報共有を行い、取組の連携を図る。

2. 職員のコンプライアンス意識向上の取組

(1) 研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施

① 国土地理院で実施する研修にコンプライアンスに関するカリキュラムを設け、関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時におけるリスク等についての講義を実施する。

実施にあたっては、研修生同士が意見を出し合い、自分の身近な問題として捉え理解を深めることができるように「グループ討議」、「研修教材用動画視聴」、「セルフチェック」等を活用する。

② コンプライアンスの指導者を育成していくため、新任の課長等を対象とする研修においては、外部講師による講義を設け、広くコンプライアンス意識の啓発を図るため、研修生以外の管理職員（部付の官を含む）及び課長補佐でも受講可能なオープン講義とする。

③ コンプライアンスに関するカリキュラムのある国土交通大学校、人事院等他機関での研修及び公正取引委員会における啓発等を目的とした研修会等にも積極的に参加する。

(2) コンプライアンス講習会等の実施

職員は、以下の講習会等に、原則として年1回以上参加する。

- ① コンプライアンスの概念や発注者綱紀保持規程及び国家公務員倫理規程等に基づく職員としての責務、守るべき法令やルール等への正しい理解を深めるため、全職員を対象に、外部専門家等及び本院担当職員によるコンプライアンスに関する講習会等を年3回以上実施する。なお、講習会の模様は、Web会議システムにより本院内及び地方測量部等に同時配信する。
- ② 地方測量部等においても、独自の開催又は他機関との共催により講習会を実施することとする。なお、開催できない場合は、本院からのWeb会議システムにより配信される講習会を聴講することはもとより、他機関が開催する講習会等へも積極的に参加する。
- ③ 発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本院担当職員が、コンプライアンスに関する講義を実施する。

(3) コンプライアンス・ミーティングの実施

- ① 各職員が職場内で自発的に意見を出し合うことにより、職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図ることを目的に、コンプライアンス・ミーティングを年2回以上実施する。職員は、原則として年1回以上参加する。
- ② 「コンプライアンス・ミーティング」を通じて職場でのコミュニケーションを活性化し、風通しの良い職場を作る。

(4) 発注者綱紀保持の周知徹底

国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令の遵守はもとより、「発注者綱紀保持規程」について、周知徹底を図る。

また、発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを年2回以上行う。その結果を踏まえて職員に対するフォローアップを行う。なお、職員は、原則として年1回以上セルフチェックを実施するものとし、その実施状況を確認することとする。

(5) 国家公務員倫理の周知徹底

国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、国民の信頼を確保するために、国家公務員法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程の遵守について、研修及び国家公務員倫理週間等の機会を通じて周知徹底を図る。

また、サービス・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを定期的に行う。その結果を集計し、職員に周知することで、更なる職員の倫理意識の向上を図る。なお、セルフチェックは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が実施するものとする。

(6) コンプライアンス不祥事情報等の提供

コンプライアンス意識の啓発を促すため不祥事事例等の情報を、適宜、定例会議等において提供する。

(7) コンプライアンス指導者の養成

国土交通大学で実施している「コンプライアンス指導者養成研修」に、コンプライアンスに関する担当職員を順次受講させ、指導者として必要な能力の向上を図る。

3. 事業者との適切な対応

(1) 事業者に対する発注者綱紀保持規程等の周知

- ① 国土地理院ホームページに有資格者を対象とした発注者綱紀保持の取組に関する協力依頼を掲載する。
- ② 執務室入り口等に発注者綱紀保持に関するポスター及び入室制限について協力依頼の掲示、配布用チラシを常備し、周知徹底を図る。

(2) 事業者との応接方法の徹底

事業者との応接にあたっては、国民の疑惑や不信を招かないよう、必要最小限の対応に留め、この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、引き続き対応ルールの徹底を図る。また、オープンな接客スペースの設置など職場環境の改善を図る。

4. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底

(1) 入札契約手続きの見直し

不正が発生しにくい入札契約制度の見直しを継続して実施する。

- ① 予定価格調書の作成時期を極力後倒しして、予定価格漏洩の防止を図る。
- ② 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離を進め、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定するとともに、国土地理院総合評価技術審査会において発注案件ごとに技術審査・評価業務の実施体制をチェックすることにより、コンプライアンスの更なる徹底を図る。

(2) 情報管理の徹底

- ① 「発注情報管理マニュアル」を周知徹底し、発注事務に関する情報管理の徹底を図る。
- ② 「発注情報管理マニュアル」2. 情報の適切な管理(4)に規定する「発注事務に関する書類の管理その他発注事務に関する情報へ不正なアクセスの予防」について、発注担当職員の所属長が行う調査・点検の周知徹底を図る。

5. コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、通報した職員は不利益にならないことの周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。

また、通報があった場合には、迅速かつ的確な対応を図る。

6. 監査の強化・充実

平成29年度定期監査実施計画において、コンプライアンス推進の取組みに関する監査を重点事項として位置付け、平成29年度コンプライアンス推進計画の取組状況について監査を実施する。

なお、平成29年度監査予定の地方測量部においては、部長等管理職員及び発注担当職員に対し、コンプライアンスに関する認識及び取組状況についてヒアリングを実施する。併せて、事業者との対応に関する職場環境の整備状況及び事業者との応接方法について監査を実施する。